Web 年金広報
2026 11 月号
Vol.164（通巻809号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

年金委員の扉

年金委員知っ為情報　（14）
国民年金任意加入制度とは？

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員知っ為情報」。今回のテーマは「国民年金任意加入制度とは？」です。ご近所に任意加入をお考えの方がいらっしゃいましたら、アドバイスしてあげましょう。

◆年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある60歳以上の方は国民年金を増やすことができます！

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（原則10年）を満たしていない方や、保険料の未納・免除などの期間があり、年金額を増やしたい方は、国民年金の任意加入制度を利用できます。

国内にお住まいの60歳以上65歳未満の方は、①20歳から60歳までの保険料の納付月数が480月（40年）を満たしていなくて、②老齢基礎年金を繰上げ受給していなくて、③厚生年金保険や共済組合等に加入していない場合は、任意加入できます。

65歳以上70歳未満でも、昭和50年４月１日以前に生まれ、受給資格期間を満たしていない方は、特例で加入できる場合があります。また、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本国籍の方も加入できます。

加入は申出をした月からで、さかのぼることはできません。国内にお住まいの方は、市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所でお手続きください。保険料は原則として口座振替で納めます。

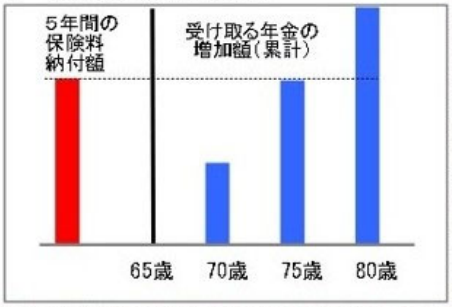
●5年間任意加入した場合の保険料納付額と年金増加額

年金増加額の例

５年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。
※令和８年度の保険料額、年金額（65 歳時満額の 847,300 円）で計算しています。

●５年間の保険料納付額（総額）…1,075,200 円

●65 歳から受け取る年金の増加額
- 70 歳……約　529,000 円（５年間の総額）
- 75 歳……約 1,059,000 円（10 年間の総額）
- 80 歳……約 1,588,000 円（15 年間の総額）



＊日本年金機構のパンフレット「あなたも国民年金を増やしませんか？（任意加入制度のご案内）2026年4月1日」より。

Web 年金広報

2026 11 月号
Vol.164（通巻809号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp



地域型年金委員のお仕事 （14）

「ねんきんネット」の「持ち主不明記録検索機能」を使って年金記録を確認しよう！

地域型年金委員のみなさんにおかれましては、日々、地域において公的年金制度の周知・広報に努めていらっしゃることと思います。日本年金機構では11月、年金委員のみなさんに、「ねんきんネット」の「持ち主不明記録検索機能」を活用した年金記録の確認について、周知・広報への協力をお願いしています。

◆ご自宅であなたの年金記録が探せます！

ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能は、基礎年金番号に統合されていない過去の年金記録を、スマートフォンやパソコンで探すことができます。探したい方である本人が「ねんきんネット」にログインし、自分の氏名、生年月日、性別を入力すると、条件に一致する記録の有無がわかります。一致する記録があれば、お近くの年金事務所などにご相談ください。ご本人の記録と確認され、統合されることで、年金額が増える場合があります。旧姓で検索し、年金額が年約１万円増えた事例もあります。

年金委員のみなさんには、職場や地域でチラシ（**右**）を配布・掲示するなどして、ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能をご案内ください。特に、転職を重ねた方や、結婚などで姓が変わった方、名前に複数の読み方がある方には、旧姓や別の読み方でも検索してみるようお声がけをお願いします。

●チラシ　ご自宅で年金記録が探せます

